

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

令和2年機構規程第6号
改正 令和2年機構規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」という。）の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき選任される者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬等であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会、監事監査及びこれに準じる会議（以下「理事会等」という。）へ出席した都度支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

- 2 常勤役員には、期末手当を支給する。
- 3 評議員には、定款第18条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬・費用の額及び支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表第2に定める額とする。ただし、茨城県職員（以下、「県職員」という。）には支給しない。

- 3 常勤役員に対する期末手当の額は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）第4条第1項の規定に基づき算定される額とする。
- 4 評議員の報酬は、定款第18条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支給する。ただし、県職員には支給しない。
- 5 常勤役員に対する通勤手当の額は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構職員の給与等及び旅費に関する規程（以下「職員給与旅費規程」という。）に定める例により算定した額とする。
- 6 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給する。ただし、通勤手当及び旅費には適用しない。
- 7 常勤役員の報酬、期末手当及び通勤手当の支給方法については、職員給与旅費規程の適用を受ける職員の例によるものとし、非常勤役員及び評議員の報酬等にあつては、理事会等及び評議員会に出席した都度支給する。
- 8 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬の額の日割計算）

第5条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（旅 費）

第6条 役員及び評議員には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号。以下「旅費条例」という。）の例による。
- 3 旅費の支給方法については、常勤役員は旅費条例の例によるものとし、非常勤役員及び評議員にあつては、理事会等及び評議員会に出席した都度支給する。

（公 表）

第7条 機構は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が別に定める。

付則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

専務理事及び常務理事 茨城県の出資法人等指導実施要領別表第2「常勤役員の給料月額」に定める額

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会等出席の都度、報酬として日額13,000円

別表第3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、報酬として日額13,000円